

1-1

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死亡者の発生**1 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策**

町内の耐震化率は62.6%となっており、建て替え等により順次進んでいます。都市の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが大変重要な課題であることから、住宅の耐震化を進めるため、耐震診断の継続実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る必要があります。また、屋内収容物の転倒防止や落下防止などの安全対策を進める必要があります。【都市整備課】【地域防災課】

長寿命化計画に基づいた改修工事を進めて行く必要があります。【定住対策課】

2 民間大規模建築物の耐震化

地震発生時に多くの人が滞在する可能性がある民間施設の耐震化を進め、外出先などで地震の揺れによる被害を軽減する必要があります。【都市整備課】

16 計画的な土地利用

安全な避難路の確保や延焼防止効果のある住宅建設を進める必要があります。【定住対策課】

災害時において、避難者の安全確保を図るため、公園等のオープンスペース（防災空間）や、災害復旧活動のための応急活動用空地を確保する必要があります。【企画総務課】

17 市街地の防災性向上

延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する必要があります。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取り組みを推進する必要があります。【都市整備課】

配水系統の切替等の対応を行い、消火栓への初期消火水確保を行う必要があります。【上下水道課】

大規模災害時には国道246号へ交通が集中して交通混乱が発生し、救急活動や町民の避難行動を阻害する恐れがあります。命を守るため、安全に通行できる道路を確保する必要があります。【地域防災課】

18 危険を回避した土地利用

公園、緑地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とともに避難地等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ることが必要となっています。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要があります。【都市整備課】

被害想定を考慮し、危険回避を考慮した住宅建設を進める必要があります。【定住対策課】

19 避難所・避難場所の確保・整備

新型コロナウイルスの拡大、大規模火山噴火等の災害場面を想定しながら、大量の被災者が発生し、長期避難生活を余儀なくされる場合に備えて町内避難所を確保・充実するとともに、広域避難体制を整備する必要があります。【地域防災課】

市街地の火災や大規模地震等が発生した際に、応急かつ一時的に生命・身体の安全を確保できる避難場所の確保に努める必要があります。【地域防災課】

避難所に対して 給水車等を利用し、応急給水飲料水の確保する必要があります。【上下水道課】

24 液状化対策

東日本大震災では、関東地方でも液状化が確認されたことから、本町においても液状化対策を進める必要があります。また、町民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性のある地域の啓発に努める必要があります。【都市整備課】

25 危険物等施設の安全対策

危険物等が流出した際に、拡散防止の措置等が迅速かつ的確に行うことができるよう体制づくりを推進する必要があります。【環境課】

危険物等を取り扱う施設・事業所等に対して、火災予防、安全管理等の徹底を働きかけ、被害の未然防止及びその極限に努める必要があります。【地域防災課】

26 町民の防災意識の向上

町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、こうした防災意識の向上に努める必要があります。このため、町民参加型の防災訓練を検討する必要があります。【地域防災課】

27 外国人の安全確保対策

平常時からハンドブック、チラシ等により防災に関する多言語広報が必要です。また、災害発生時には、多言語ボランティアの活用が必要があります。【地域防災課】

28 防災教育の充実

自治会の防災研修、学校における防災教育、各種イベント等あらゆる機会を捉えて住民の防災意識の啓発を図る必要があります。【地域防災課】

29 ハザードマップによる啓発

ハザードマップを広く普及して、地域住民への防災意識啓発や、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発を図る必要があります。このため、町のホームページ、防災アプリ等複数の手段を用いてハザードマップ情報に住民が接触（アクセス）しやすい環境を整備する必要があります。【地域防災課】

30 町民参加の防災訓練の実施

山北町の特性を踏まえた住民参加型の防災訓練が必要です。特に、事業者や若い世代の住民が参加できる訓練を実施し、地域の災害対応能力の工場を図る必要があります。【地域防災課】

31 関係機関との連携による防災訓練の実施

県や関係機関と連携して訓練を行い、災害発生時における体制及び連携の強化、対応力の向上を図っておく必要があります。【地域防災課】【保険健康課】

34 消防団・自主防災組織の強化

消防団の団員確保・充実は喫緊の課題です。また、大規模災害を想定した消防団と自主防災組織の防災力の向上を図る必要があります。【地域防災課】

46 多数の者が利用する施設の安全確保

生涯学習センターにおいては、防災設備の維持管理に努め緊急時における訓練等を実施する必要があります。【生涯学習課】

健康福祉センター利用者の避難等の安全確保対策として、健康福祉センター従事者及び関係機関と連携し、定期的に防災訓練・避難訓練を行う必要があります。【保険健康課】

47 社会福祉施設の防災対策

認定こども園・保育所の建物の耐震基準はクリアしていますが、定期的に施設・設備の安全性を点検・確認する必要があります。【福祉課】

社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保する必要があります。【保険健康課】

48 要配慮者への支援

町の高齢者（65歳以上）率は約40%であり、要配慮者等に対応できる福祉避難所が足りていません。福祉避難所を整備・確保する必要があります。【地域防災課】

高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保する必要があります。【福祉課】【保険健康課】

54 避難所の運営体制の整備

避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、体調管理、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。【地域防災課】【こども教育課】

56 ペット対策

ペットの受入体制の整備や、マナーを守った飼育管理など、災害時のペットに対する考え方を普及・啓発を推進していく必要があります。【環境課】

66 学校の防災体制の整備

学校施設は耐震化工事済みだが、老朽化による修繕をする必要があります。【こども教育課】

児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する必要があります。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断ができるよう環境を整備する必要があります。【地域防災課】

67 文化財所有者・管理者の防災対策

文化財等の所有者・管理者や保存の状況等を把握し、保存管理に関する支援を実施する必要があります。【生涯学習課】

69 被災者相談・被災者支援の実施体制の整備

災害発生直後から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関すること、事業の再興に関することなど、住民からの多種多様な相談・要望等に対応する窓口が明確ではありません。相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進める必要があります。【地域防災課】

1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

4 建物の不燃化対策

停電後の再送電による同時複数個所の火災発生の未然防止策として、感震ブレーカーの効果について検討の必要があります。【地域防災課】

不燃材を用いた防火構造や耐火構造など、防火対策を講じた住宅の建設を推進する必要があります。【定住対策課】

25 危険物等施設の安全対策

(再掲 1-1 参照)

26 町民の防災意識の向上

(再掲 1-1 参照)

27 外国人の安全確保対策

(再掲 1-1 参照)

28 防災教育の充実

(再掲 1-1 参照)

30 町民参加の防災訓練の実施

(再掲 1-1 参照)

34 消防団・自主防災組織の強化

(再掲 1-1 参照)

46 多数の者が利用する施設の安全確保

(再掲 1-1 参照)

47 社会福祉施設の防災対策

(再掲 1-1 参照)

48 要配慮者等への支援

(再掲 1-1 参照)

54 避難所の運営体制の整備

(再掲 1-1 参照)

56 ペット対策

(再掲 1-1 参照)

66 学校の防災体制の整備

(再掲 1-1 参照)

67 文化財所有者・管理者の防災対策

(再掲 1-1 参照)

1-3 欠番

1-4

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

9 治水対策

都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する必要があります。【都市整備課】

10 河川改修

大河川については、長期的には年超過確率1/100 から1/150の規模の洪水を安全に流下させることを目標として、また、その他早急に改修を必要とする中小河川については、1時間あたり50mm～60mmの降雨相当（4年～10年に1回の降雨）の計画規模を当面の目標とした治水対策を県で実施するよう働きかける必要があります。【都市整備課】

11 排水施設の整備

浸水防止対策の整備を推進していく必要があります。【都市整備課】

14 農業用施設等の整備

農業用排水路の適切な維持管理により大雨時に施設が正常に機能するよう、管理体制の強化を推進する必要があります。【農林課】

16 計画的な土地利用

（再掲 1-1 参照）

17 市街地の防災性向上

（再掲 1-1 参照）

18 危険を回避した土地利用

（再掲 1-1 参照）

19 避難所・避難場所の確保・整備

（再掲 1-1 参照）

54 避難所の運営体制の整備

（再掲 1-1 参照）

1-5

大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

5 広域避難を必要とする大規模災害発生時の情報伝達体制の整備

広域避難を必要とする大規模災害を踏まえ、住民等の迅速かつ継続的な避難行動を支えるために、災害情報を含む行政サービス全般の伝達体制の整備、伝達手段の多重化等を進める必要があります。【地域防災課】

6 土砂災害対策

豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害等による被害を軽減するため、土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。【都市整備課】

土砂災害ハザードマップを整備・普及して、気象状況、災害状況に応じた避難情報発令により、住民の避難行動を迅速・的確に行う必要があります。【地域防災課】

7 治山対策

山地災害を未然に防止するため、県への治山要望を推進する必要があります。【農林課】

9 治水対策

（再掲 1-4 参照）

10 河川改修

（再掲 1-4 参照）

14 農業用施設等の整備

（再掲 1-4 参照）

16 計画的な土地利用

（再掲 1-1 参照）

17 市街地の防災性向上

（再掲 1-1 参照）

18 危険を回避した土地利用

（再掲 1-1 参照）

19 避難所・避難場所の確保・整備

（再掲 1-1 参照）

26 町民の防災意識の向上

（再掲 1-1 参照）

27 外国人の安全確保対策

(再掲 1-1 参照)

28 防災教育の充実

(再掲 1-1 参照)

29 ハザードマップによる啓発

(再掲 1-1 参照)

30 町民参加の防災訓練の実施

(再掲 1-1 参照)

31 関係機関との連携による防災訓練の実施

(再掲 1-1 参照)

32 地域特性に応じた訓練の実施

本町の地域特性を踏まえた段階的・実践的訓練を実施し、町、地域住民、防災関連組織、事業所、各種団体と連携による防災力を向上を図る必要があります。【地域防災課】

34 消防団・自主防災組織の強化

(再掲 1-1 参照)

46 多数の者が利用する施設の安全確保

(再掲 1-1 参照)

47 社会福祉施設の防災対策

(再掲 1-1 参照)

48 要配慮者等への支援

(再掲 1-1 参照)

49 町民等への情報発信体制の整備

災害時において、町民に対する迅速かつ正確な情報提供、また、町民、自主防災組織等に対する防災活動喚起、行動指示のため、災害広報体制を整備する必要があります。

【企画総務課】【地域防災課】

50 災害情報の収集・伝達体制の整備

町内の確実な災害発生情報を迅速に入手し、救出救助部隊や消防組織へ迅速・正確に伝達するとともに、国、県、医療機関などと相互に情報収集・伝達できる手段を整備する必要があります。【地域防災課】

54 避難所の運営体制の整備

(再掲 1-1 参照)

56 ペット対策

(再掲 1-1 参照)

66 学校の防災体制の整備

(再掲 1-1 参照)

72 火山災害対策

本町に被害を及ぼすおそれのある箱根山及び富士山の火山活動による影響を軽減するため、情報伝達、迅速な避難誘導等の火山災害対策を進める必要があります。【地域防災課】

1-6

暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

53 帰宅困難者対策の推進

大規模災害の発生により道路や鉄道などの交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあります。交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行う必要があります。【地域防災課】【商工観光課】

57 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、町による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進する必要があります。

また、国のプッシュ型支援を受け入れるための施設を整備する必要があります。【地域防災課】

73 雪害に対する安全性の確保

大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図る必要があります。【都市整備課】

大雪等が予想される場面にあっては、あんしんメール等により住民へ幅広く注意喚起して被害の未然防止を図る必要があります。【地域防災課】

2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資
エネルギー供給の停止

20 水道施設の耐震化及び給水体制の確保

ビジョン、事業計画等により、老朽化施設の更新及び耐震化を行い、ライフラインである上下水道の安全性向上を図る必要があります。【上下水道課】

26 町民の防災意識の向上

(再掲 1-1 参照)

38 医薬品・医療機器等の整備

災害時等において、県、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の需給情報の的確な収集、医薬品等の供給体制についての情報を町内医療機関等に提供できる体制が保持する必要があります。【保険健康課】

健康福祉センターにおける災害時医療資材の備蓄及び更新を進める必要があります。【保険健康課】

足柄上医師会と5町が連携して医薬品の備蓄を進める必要があります。【地域防災課】

44 広域応援受援体制の強化

町に甚大な被害が発生し、町自力では対応できない場合は、迅速に国・県・他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備する必要があります。特に応援組織の活動基盤となる集結場所は、現状は避難所と兼務であり、これを見直す必要があります。【地域防災課】

国によるプッシュ支援等の災害時受援を円滑に受けるために、支援物資受入施設の指定、支援物資等の配送要領等についてあらかじめ計画する必要があります。また、災害時相互応援協定を締結している関係自治体が被災した場合には、山北町が応援する側となって活動を行うことも想定されることから、平常時から関係組織・自治体等と連携の強化を図る必要があります。【地域防災課】

57 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

(再掲 1-6 参照)

66 学校の防災体制の整備

(再掲 1-1 参照)

2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

15 道路・橋りょう等の整備

道路等のネットワークは町民の活動や物流に様々な影響をもたらす可能性があるため、道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進める必要があります。【都市整備課】

26 町民の防災意識の向上

(再掲 1-1 参照)

33 実践的な訓練の実施

複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。【地域防災課】

39 ヘリポート等の整備

既存のヘリコプター臨時離着陸場の機能を確認するとともに、孤立化が予想される場面を想定した臨時離発着場の確保を進める必要があります。

また、物資輸送型ドローンの支援を受ける場面を想定し、操作拠点、離発着場となり得る場所を予め選定する必要があります。【地域防災課】

52 孤立化対策の推進

災害による孤立地域発生に備えた事前対策と、孤立地域発生時の応急対策を県・自治会等と連携して、強化・充実を図る必要があります。【地域防災課】【企画総務課】

2-3

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

31 関係機関との連携による防災訓練の実施

(再掲 1-1 参照)

42 救助・救急体制の充実

大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急にあたる部隊・組織との連携要領、活動拠点の整備を進める必要があります。

【地域防災課】

43 消防の広域化

山北町は、町民の生命を守るため、常備消防業務（救急業務を含む。）を小田原市に委託しており、その一部である足柄消防署山北出張所には20名の職員が配置されていますが、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、神奈川県西部地域全域に同時・大規模な災害（火災、救急事案等）の発生が予想されます。平素から、また、大規模災害発生時にも効果的・効率的に町民の生命を守るために、現在の広域消防事業が円滑に運営できるように連携強化を図る必要があります。【地域防災課】

44 広域応援受援体制の強化

(再掲 2-1 参照)

45 災害対応できる資機材の整備

大規模災害が発生した場合における町の避難措置、救出救助活動、緊急交通路の確保活動等を円滑に実施するためには、情報収集・情報発信の仕組み、応急救助のための資機材等をより一層充実させていく必要があります。【地域防災課】

2-4

想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

26 町民の防災意識の向上

(再掲 1-1 参照)

53 帰宅困難者対策の推進

(再掲 1-6 参照)

57 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

(再掲 2-1 参照)

2-5

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

3 防災拠点となる公共施設等の耐震化

(再掲 1-1 参照)

15 道路・橋りょう等の整備

(再掲 2-2 参照)

31 関係機関との連携による防災訓練の実施

(再掲 1-1 参照)

35 町民の救護能力の向上

大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療機関だけでは十分な医療を提供できない事態も起こりかねないため、地域住民による救護活動の実施を支援する必要があります。【保険健康課】

36 災害時医療救護体制の整備

大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などの事態も起こりかねないため、災害時における医療救護体制を整備する必要があります。【保険健康課】

38 医薬品・医療機器等の整備

(再掲 2-1 参照)

39 ヘリポート等の整備

(再掲 2-2 参照)

44 広域応援体制の強化

(再掲 2-1 参照)

60 道路啓開・交通規制体制の整備

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化する必要があります。【都市整備課】

61 燃料の確保

大規模災害時に、災害対処上重要な車両等や避難所施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料確保等の対策を進める必要があります。【地域防災課】

2-6

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

36 災害時医療救護体制の整備

(再掲 1-1 参照)

40 防疫体制の整備

災害時の感染症の発生予防・拡大防止のため、マスク等の防疫用品の備蓄を行う必要があります。

感染症等が発生した場合の対応のため、職員に対して能力向上のための研修等が必要です。【保険健康課】

41 広域火葬体制の強化

大規模災害により、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、神奈川県広域火葬計画に基づき県と連携して広域火葬体制強化を推進する必要があります。

【環境課】【保険健康課】

59 業務継続体制の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る必要があります。【企画総務課】

2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

19 避難所・避難場所の確保・整備

(再掲 1-1 参照)

27 外国人の安全確保対策

(再掲 1-1 参照)

36 災害時医療救護体制の整備

(再掲 2-5 参照)

38 医薬品・医療機器等の整備

(再掲 2-1 参照)

40 防疫体制の整備

(再掲 2-6 参照)

48 要配慮者等への支援

(再掲 1-1 参照)

55 応急仮設住宅の迅速・的確な提供

応急仮設住宅への入居あっ旋を速やかに行う必要があります。【定住対策課】

復旧優先度を確認し迅速な供用が出来るようにするため、応急仮設住宅建設計画検討に上下水道課も参加し、事前調整を行う必要があります。【上下水道課】

国・県等と連携し、応急仮設住宅の支援を受けられるための事前対策を進める必要があります。【地域防災課】

57 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

(再掲 2-1 参照)

3-1

被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

31 関係機関との連携による防災訓練の実施

(再掲 1-1 参照)

3-2

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3 防災拠点となる公共施設等の耐震化

(再掲 1-2 参照)

33 実践的な訓練の実施

(再掲 2-2 参照)

58 災害対策本部の機能強化

地震による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進める必要があります。【地域防災課】

59 業務継続体制の確保

(再掲 2-6 参照)

66 学校の防災体制の整備

(再掲 1-1 参照)

70 復興対策マニュアルの整備

事前に地域の特性を踏まえた被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組む必要があります。【企画総務課】【地域防災課】

4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

5 広域避難を必要とする大規模災害発生時の情報伝達体制の整備

(再掲 1-5 参照)

23 輻輳（ふくそう）への対策

輻輳（電話が繋がりにくい状況）対策として、防災無線、安心メールによる情報伝達手段の多重化を進めるとともに、災害用伝言ダイヤル「171」等の活用について周知する必要があります。【地域防災課】

73 雪害に対する安全性の確保

(再掲 1-6 参照)

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5 広域避難を必要とする大規模災害発生時の情報伝達体制の整備

(再掲 1-5 参照)

49 町民等への情報発信体制の整備

(再掲 1-3 参照)

51 被災者支援に関する情報システムの構築

町外への広域避難の場面を想定し、町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図る必要があります。【地域防災課】

５－１
サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

37 企業の防災体制の確立

災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行う必要があります。【商工観光課】【地域防災課】

５－２
エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響

37 企業の防災体制の確立

(再掲 ５－１ 参照)

61 燃料の確保

(再掲 ２－１ 参照)

５－３ 欠番

５－４ 欠番

５－５
東名高速道路や国道２４６号等の幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

6 土砂災害対策

(再掲 １－５ 参照)

7 治山対策

(再掲 １－５ 参照)

15 道路・橋りょう等の整備

(再掲 ２－２ 参照)

５－６
食料等の安定供給の停滞

57 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

(再掲 ２－１ 参照)

６－１
電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

22 電力の安定供給

電力の安定供給確保のため、平素から電力供給会社と連携を図り、計画的な維持管理を促す必要があります。【地域防災課】

37 企業の防災体制の確立

(再掲 ５－１ 参照)

63 自立・分散型エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要があります。【環境課】

73 雪害に対する安全性の確保

(再掲 １－６ 参照)

６－２
上水道等の長期間にわたる供給停止

20 水道施設の耐震化及び給水体制の確保

(再掲 ２－１ 参照)

57 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

(再掲 ２－１ 参照)

73 雪害に対する安全性の確保

(再掲 １－６ 参照)

6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

21 汚水処理機能の確保

ビジョン、事業計画等により、老朽化施設の更新及び耐震化を行い、ライフラインである上下水道の安全性向上を図る必要があります。【上下水道課】

73 雪害に対する安全性の確保

(再掲 1-6 参照)

6-4

鉄道・高速道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

6 土砂災害対策

(再掲 1-5 参照)

7 治山対策

(再掲 1-5 参照)

15 道路・橋りょう等の整備

(再掲 2-2 参照)

60 道路啓開・交通規制体制の整備

(再掲 2-5 参照)

62 道路の安全確保

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、災害に強い交通安全施策を推進する必要があります。【地域防災課】

6-5

防災インフラの長期間にわたる機能不全

50 災害情報の収集・伝達体制の整備

(再掲 1-5 参照)

7-1

地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

4 建物の不燃化対策

(再掲 1-2 参照)

17 市街地の防災性向上

(再掲 1-1 参照)

19 避難所・避難場所の確保・整備

(再掲 1-1 参照)

34 消防団・自主防災組織の強化

(再掲 1-1 参照)

43 消防の広域化

(再掲 2-3 参照)

44 広域応援受援体制の確保

(再掲 2-1 参照)

67 文化財所有者・管理者の防災対策

(再掲 1-1 参照)

7-2 欠番

7-3

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、トンネル等地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

1 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策

(再掲 1-1 参照)

2 民間大規模建築物の耐震化

(再掲 1-1 参照)

19 避難所・避難場所の確保・整備

(再掲 1-1 参照)

60 道路啓開・交通規制体制の整備

(再掲 2-5 参照)

64 応急危険度判定等の体制整備

応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を今後さらに充実する必要があります。【都市整備課】

7-4

ため池、防火水槽、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

12 貯水池等の整備

上流地域の災害防止を図るため、護岸の整備や貯水池の堆積土砂の除去を行う必要があります。また、河川流域の二次災害予防のため、県が管理する治山・砂防施設への土砂流入予防及び除石等を継続する必要があります。【都市整備課】

13 河川管理施設の整備

河川改修の推進に伴い、河川施設の整備が図られていますが、時間の経過とともに河川管理施設の老朽化が進み、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、維持管理を強化する必要があります。【都市整備課】

7-5

有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

25 危険物等施設の安全対策

(再掲 1-1 参照)

7-6

農地・森林等の被害による地域の荒廃

7 治山対策

(再掲 1-5 参照)

8 森林の機能維持

県事業を活用し、私有林の公的管理を推進する必要があります。【農林課】

14 農業用施設等の整備

(再掲 1-4 参照)

8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

68 災害廃棄物の処理体制の整備

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進める必要があります。【環境課】

8-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、よりよい復興に向けたビジョンの欠如により復興できなくなる事態

60 道路啓開・交通規制体制の整備

（再掲 2-5 参照）

70 復興対策マニュアルの整備

（再掲 3-2 参照）

8-3

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

10 河川改修

（再掲。評価結果は 1-4 に記載）

11 排水施設の整備

（再掲。評価結果は 1-4 に記載）

71 地籍調査の促進

大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進する必要があります。【財務課】

8-4

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

26 町民の防災意識の向上

（再掲。評価結果は 1-1 に記載）

28 防災教育の充実

（再掲。評価結果は 1-1 に記載）

34 消防団・自主防災組織の強化

（再掲。評価結果は 1-1 に記載）

48 要配慮者等への支援

（再掲。評価結果は 1-1 に記載）

54 避難所の運営体制の整備

（再掲。評価結果は 1-1 に記載）

65 災害救援ボランティア活動の充実強化

大規模災害の際、全国から多くのボランティアや NPO、NGO が被災地支援に駆けつけた場合の、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要があります。

【福祉課】【地域防災課】【企画総務課】

67 文化財所有者・管理者の防災対策

（再掲 1-1 参照）

69 被災者相談・被災者支援の実施体制の整備

（再掲 1-1 参照）

70 復興対策マニュアルの整備

（再掲。評価結果は 3-2 に記載）

8－5

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

16 計画的な土地利用

（再掲。評価結果は1－1に記載）

70 復興対策マニュアルの整備

（再掲。評価結果は3－2に記載）

71 地籍調査の促進

（再掲。評価結果は8－3に記載）

8－6

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

49 町民等への情報発信体制の整備

（再掲。評価結果は1－5に記載）